

「指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(久留米市指定第4091601114号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定申請中の方でもサービスの利用は可能です。

【目次】

1.	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・	2
4.	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
6.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7.	運営推進会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8.	協力医療機関、バックアップ施設・・・・・・・・・・・・	8
9.	非常災害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
10.	事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
11.	サービス利用にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・	9
12.	第三者評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人ヴィオラ
(2) 法人所在地 福岡県久留米市津福本町1300番地1
(3) 電話番号 (0942) 27-6071
(4) 代表者氏名 理事長 上瀧 千恵子
(5) 設立年月日 平成24年7月2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
平成28年4月1日指定 久留米市第4091601114号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従いご契約者が自宅として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 つぼみ
- (4) 事業所の所在地 福岡県久留米市津福本町2010番地1
- (5) 電話番号 0942-65-4500 FAX 0942-65-4501
- (6) 事業所長(管理者)氏名 國分 健司
- (7) 当事業所の運営方針 通いを中心として、ご契約者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、ご契約者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとします。
- (8) 開設年月日 平成28年4月1日
- (9) 登録定員 24名(通いサービス定員12名、宿泊サービス定員4名)
- (10) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として当事業所で指定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備 考
宿 泊 室	4室	全室個室(ベッド、エアコン完備)
食堂・機能訓練室	1室	[主な設置機器] TV・ソファ・テーブル・椅子等
浴 室	2室	一般浴室
消 防 設 備		自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機、非常用照明、誘導灯、消火器

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 久留米市内
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日（基本時間） 10時から17時
訪問サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 24時間
宿泊サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 17時から10時

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算配置人数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護支援専門員	1名以上	1名
3. 看護職員	1名	1名
4. 介護職員	7名以上	7名

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
 1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制		
1. 管理者	8：00～17：00	8：30～17：30	9：00～18：00
介護支援専門員	9：30～18：30	10：00～19：00	
2. 介護職員	日中：		
看護職員	6：00～15：00	6：15～15：15	6：30～15：30
	6：45～15：45	7：00～16：00	7：15～16：15
	7：30～16：30	7：45～16：45	8：00～17：00
	8：30～17：30	9：00～18：00	9：30～18：30
	10：00～19：00	10：30～19：30	11：00～20：00
	11：30～20：30	12：00～21：00	12：15～21：15
	12：30～21：30	12：45～21：45	13：00～22：00
	13：10～22：10		
	夜間：22：00～8：00		

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
介護保険の給付の対象となるサービス
- (2) 利用料金が全額をご契約者に負担いただく場合
介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。以下のサービスの内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

● 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- (ア) 食事の提供及び食事の介護をします。
- (イ) 調理場でご契約者が料理することができます。
- (ウ) 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- (ア) 入浴または清拭を行います。
- (イ) 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介護を行います。
- (ウ) 入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- (ア) ご契約者の状況に応じて適切な介護を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- (ア) ご契約者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- (ア) 血圧測定等ご契約者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- (ア) ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

● 訪問サービス

- (ア) ご契約者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(イ) 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償で使用させて頂きます。

(ウ) 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

● 宿泊サービス

(ア) 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

- 通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の費用額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、ご契約者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額1割又は2割又は3割）をお支払下さい。

[介護保険自己負担1割の場合]

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る自己負担額(併設事業所に居住している場合)	3,109	6,281	9,423	13,849	20,144	22,233	24,516
サービスに係る自己負担額(併設事業所に居住していない場合)	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209

[介護保険自己負担2割の場合]

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る自己負担額(併設事業所に居住している場合)	6,218	12,562	18,846	27,698	40,288	44,466	49,032
サービスに係る自己負担額(併設事業所に居住していない場合)	6,900	13,944	20,916	30,740	44,718	49,354	54,418

[介護保険自己負担3割の場合]

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスに係る自己負担額(併設事業所に居住している場合)	9,327	18,843	28,269	41,547	60,432	66,699	73,548
サービスに係る自己負担額(併設事業所に居住していない場合)	10,350	20,916	31,374	46,110	67,077	74,031	81,627

- * 月毎の包括料金です。ご契約者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合や、小規模多機能型居宅介護計画に定めた日よりも利用が多かった場合でも、日割りでの割引、及び増額は致しません。
- * 月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。
(登録日：契約締結日ではなくサービスを開始した日)
- * ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。この場合、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明証」を交付します。
- * 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

《上記、料金に加算される金額：その他介護サービス加算の内訳》

※下記は、介護保険自己負担割合が1割の金額、【 】内は2割/3割の金額です。

- * 初期加算：1日30円【60円/90円】 利用開始から30日間(30日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算)(対象者のみ)
- * 認知症加算Ⅲ：1ヶ月760円【1,520円/2,280円】 認知症自立度Ⅲランク以上(対象者のみ)
- * 認知症加算Ⅳ：1ヶ月460円【920円/1,380円】 要介護2で認知症自立度Ⅱランク(対象者のみ)
- * 看護職員配置加算Ⅰ：1ヶ月900円【1,800円/2,700円】 常勤の正看護師を配置している事業所
- * 看護職員配置加算Ⅱ：1ヶ月700円【1,400円/2,100円】 常勤の准看護師を配置している事業所
- * 看護職員配置加算Ⅲ：1ヶ月480円【960円/1,440円】 看護職員が常勤換算で1名以上配置している事業所
- * サービス提供体制強化加算Ⅰ：1ヶ月750円【1,500円/2,250円】 介護職員のうち介護福祉士有資格者が70%以上の場合、又は介護職員のうち勤続年数10年以上かつ介護福祉士有資格者が25%以上の場合

- * サービス提供体制強化加算Ⅱ：1ヶ月640円【1,280円/1,920円】 介護職員のうち介護福祉士有資格者が50%以上の場合
- * サービス提供体制強化加算Ⅲ：1ヶ月350円【700円/1,050円】 介護職員のうち介護福祉士有資格者が40%以上の場合、又は看護・介護職員のうち常勤職員が60%以上の場合、又は職員のうち勤続年数7年以上の職員が30%以上である場合
- * 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ：1ヶ月1,200円【2,400円/3,600円】
- * 認知症対応・心理症状緊急対応加算：1日200円【400円/600円】医師の判断により緊急短期利用を行った場合7日間（対象者のみ）
- * 科学的介護推進体制加算：1ヶ月40円【80円/120円】
- * 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：上記の合計金額に14.9%を乗じた金額（1円未満切り捨て）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ① 食事の提供（食事代）
ご契約者に提供する食事に要する費用。
料金：朝食380円 昼食600円 おやつ120円 夕食600円
 - ② 宿泊に要する費用
ご契約者に提供する宿泊に要する費用。
料金：1泊につき4,000円（2連泊目以降は1泊につき2,000円）
 - ③ おむつ等
料金：おむつ代及びパット代は、実費を徴する。
 - ④ レクリエーション、クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加して頂きます。
料金：材料代等の実費をいただきます。
 - ⑤ 複写物の交付
ご契約者は、サービスの提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担頂きます。
料金：片面1枚につき10円
 - ⑥ 通常の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費
料金：1Kmにつき100円
 - ⑦ 理・美容
理・美容師の出張によるサービス（調髪、パーマ等）をご利用頂けます。
料金：1回あたり1,500円程度（パーマご利用の場合は別途費用が掛かります）
- * 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。変更する場合には、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月毎に計算し、ご請求いたしますので、ご契約者は翌月20日までに以下の方法でお支払ください。

指定金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加

- * 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合にはサービス実施前日までに事業者申し出てください。
- * サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議します。
- * サービスを休まれる場合のキャンセル料は、いたしません。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご契約者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、ご契約者に交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専用窓口で受け付けます。

◎ 苦情解決責任者

管理者 國分 健司

◎ 苦情受付担当者

介護職 黒田 康代

◎ 受付時間 毎日 9:00～18:00

(電話 0942-65-4500)

また、苦情受付ボックスを事業所内に設置しております。

(2) 第三者委員による苦情の受付

当事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご契約者の立場や特性に配慮した、適切な対応を推進するために、第三者委員を設置し、ご契約者のご家族等からの苦情、要望、意見等の受付をしております。

◎ 第三者委員

[委員氏名] 寺崎 眞 (連絡先) 0942-38-1828

[委員氏名] 寺崎 和美 (連絡先) 0942-38-7173

(3) 行政機関その他苦情受付機関

久留米市役所 介護保険課	電話 0942-30-9247
福岡県国民健康保険団体連合	電話 092-642-7859

7. 運営推進会議の設置

当該事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成	ご契約者、ご契約者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各ご契約者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関、施設】

重富外科医院	久留米市梅満町1258-3 電話 0942-32-0707
さくら歯科	久留米市東町28-1 電話 0942-37-0667
特別養護老人ホームすみれ	久留米市津福本町1300-1 電話 0942-27-6071

9. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画にそって避難訓練を年2回、ご契約者も参加して行います。

防火管理者	津山 智子
消防用設備	自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機、非常用照明、誘導灯、消火器

10. 事故発生時の対応

当施設において事故が発生した場合の対応は次の各号のとおりとします。

- (1) 事故発生（発見）直後は、救急搬送の要請など、ご契約者の生命・身体の安全を最優先に対応します。
- (2) ご契約者の生命・身体の安全を確保したうえで、速やかにご家族等に連絡をとり、その時点で明らかになっている範囲で事故の状況を説明し対応を協議します。なお、市町村

等への連絡を行うことが必要な場合には早急に連絡します。

- (3) 事故に至った経緯、事故の態様、事故後の経過、事故の原因等を整理・分析した後、事故の詳細についてご契約者やご家族等に対し改めて説明いたします。
- (4) (3) での検証をもとに事故再発防止策について検討します。
- (5) 当該事故の責任が当施設にあることが判明している場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 1. サービス利用にあたっての留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご契約者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行うことはできません。
- 利用にあたり決められたもの以外の物の持ち込みはできません。
- 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- 所持金は、自己責任で管理して下さい。

1 2. 第三者評価について

当事業所では、福祉サービスの「第三者評価」は実施しておりません。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 つぼみ

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

【契約者】（ご契約者）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【代理人】（身元引受人）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____